

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
大成建設株式会社(東京都新宿区西新宿1-25-1)[1000007583]
成豊建設株式会社(東京都渋谷区渋谷1-6-4せいこうビル)[1000007176]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年7月1日 ~ 令和6年7月31日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
大成建設株式会社の使用人並びに成豊建設株式会社及び同社使用人が、東海旅客鉄道(株)発注の「中央新幹線南アルプストネル新設(山梨工区)工事」にて発生した労働災害の事実を、鵜沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和6年3月26日、労働安全衛生法違反により鵜沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)